

## 那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金審査委員会設置要領

(設置)

第1条 那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金交付要綱(令和元年告示第〇号。以下「要綱」という。)第20条第1項の規定に基づき、那須町ふるさと納税起業家支援事業補助金審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、要綱第7条に基づく認定事業について、適切な選定を行うため、ふるさと起業家からの申請について審査し、町行政への提言を行う。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次に掲げる者とし、町長が委嘱する。

- (1) 企画財政課長
- (2) 観光商工課長
- (3) (公財)栃木県産業振興センター
- (4) 足利銀行黒田原支店
- (5) 那須信用組合黒田原支店
- (6) 大田原信用金庫黒田原支店
- (7) 那須町商工会

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は企画財政課長、副委員長は観光商工課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない事情により審査会への出席が困難となった場合、自身の推薦する代理人をもって審査会に出席させることができる。
- 4 委員長は、専門的な事項等について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、企画財政課に置き、審査会の庶務は事務局が行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、要綱の制定日から施行する。